

青森県報

第百八十三号

令和二年
七月十五日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………(同) ……一
- 保安林の指定解除……………(林政課) ……一

公 告

- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……三
- 右 同……………(同) ……三

出先機関

- 土地改良事業計画変更認可申請の適當の決定……………(三八地域(県民局)) ……四
- 液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………(青森空港(青森空港管理事務所)) ……四
- 粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………(同) ……六

選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……八
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……八
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……八
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……八

告 示

青森県告示第五百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 休 止 日 止 |
|-----------|----------------|-----------|
| 斎藤耳鼻咽喉科医院 | 弘前市大字城東三丁目二の六五 | 令和二年七月十五日 |

青森県告示第五百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 再 開 日 |
|--------------|--------------------------|----------|
| 一條耳鼻咽喉科クリニック | 弘前市大字駅前三丁目二の一 ヨーカドー六階 | 令和二年七月一日 |

青森県告示第五百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第百二十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和二年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

つがる市豊富町屏風山一の八三二二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林解除の理由

道路用地とするため

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和二年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和二年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター弘前店

弘前市大字高田四丁目二の一〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 変更しようとする事項

| 区分 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-----------------------|---|--|-------------|
| 大規模小売店舗の設置に関する事項 | 駐車場の位置及び収容台数 | 四五六台（位置は、届出書添付図面のとおり） | 令和 三・三・四 |
| 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 | 駐車場の利用が可能な時間帯 ① 午前八時三十分から午後十一時十五分まで ② 午前九時三十分から午後九時まで | ① 駐車場の利用が可能な時間帯 ① 午前八時三十分から午後十一時十五分まで ② 駐車場の利用が可能な時間帯 ② 午前九時三十分から午後九時まで ③ 駐車場の利用が可能な時間帯 ③ 午前八時三十分から午後九時まで | |
| 駐車場の位置及び出入口の位置 | 八か所（位置は、届出書添付図面のとおり） | 一〇か所（位置は、届出書添付図面のとおり） | |

四 届出年月日

令和二年七月三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和二年七月十五日から同年十一月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年十一月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、小杉沢1号地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月十六日から同年八月十七日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、南浮田頭首工地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月十六日から同年八月十七日まで

三 縦覧の場所

鱈ヶ沢町役場

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、館土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第九条第一項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に三八地域県民局長に異議を申し出ることができる。

令和二年七月十五日

三八地域県民局長 堀 義 明

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月十六日から同年八月十七日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六の規定により公告する。

令和二年七月十五日

青森空港管理事務所長 西 谷 一 弘

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

液状凍結防止剤 三百五十キログラム程度

二 納入期間

令和二年十一月一日から令和三年三月三十一日まで

三 納入場所

青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）又は令和二年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書を令和二年八月三日までに青森空港管理事務所長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を

求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七―七三九―二二二一

2 入札書の提出期限

令和二年八月二十四日 午後五時十五分

3 入開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(二) 日時

令和二年九月二日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、

売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者(五の定めにより、入札に参加する者に必要な資

格を有すると確認された者に限る。以下同じ。)は、入札説明書に基づき、購

入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札

書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければなら

ず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場

合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の品質規格仕

様書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けな

ければならず、また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する

説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することが

できないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされしていると判断した2の(二)の品質

規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記

載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一キロリットル当たりの価格とする。なお、落札決定に当

たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算し

た金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)

をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に

記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to

be purchased:

Solid Anti-icer for runway

2 Delivery Period:

From November 1, 2020 to March 31, 2021

3 Time limit for tender:

5:15 P.M. August 24, 2020

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office

1-5 Kotani Otani

Aomori City, Aomori 030-0155

JAPAN

TEL 017-739-2121

粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和二年七月十五日

青森空港管理事務所長 西 谷 一 弘

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

粒状凍結防止剤 三百トン程度

二 納入期間

令和二年十一月一日から令和三年三月三十一日まで

三 納入場所

青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資

格)の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号(物品等の競争入札参加資格)又は令和二年二月十日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書を令和二年八月三日までに青森空港管理事務所長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七―七三九―二二二一

2 入札書の提出期限

令和二年八月二十四日 午後五時十五分

3 入開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(二) 日時

令和二年九月二日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、

売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者(五の定めにより、入札に参加する者に必要な資格を有すると確認された者に限る。以下同じ。)は、入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされしていると判断した2の(二)の品質規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一トン当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Solid Anti-icer for runway

2 Delivery Period:

From November 1, 2020 to March 31, 2021

3 Time limit for tender:

5:15 P.M. August 24, 2020

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office

1-5 Kotani Otani

Aomori City, Aomori 030-0155

JAPAN

TEL 017-739-2121

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次

のとおり告示する。

令和二年七月十五日 青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

| | | | | |
|----------|-------|---------|--------------|-----------|
| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
| 秋田谷建幸後援会 | 蝦名 正生 | 工藤 鶴美 | つがる市下車力町盛野二九 | 令和二年七月十五日 |

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和二年七月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

| | | | | |
|--------------------------|-------|-------|-------|-----------|
| 政治団体の名称 (代表者氏名) | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
| 青森県中小企業団体政治連盟 (櫛引 利貞) | 会計責任者 | 田中 泰宏 | 馬場 良夫 | 令和二年七月十五日 |

| | | | | |
|-----------------------|---------------|----------------------------|-------------------|------------|
| 木村次郎後援会連合会 (今村 憲市) | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 二〇二〇年七月十五日 |
| 高橋貴之後援会 (上平 裕貴) | 代表者 | 上平 裕貴 | 米塚 博 | 二〇二〇年七月十五日 |
| 大島理森三戸町後援会 (田村 正義) | 代表者 | 田村 正義 | 松尾 彰平 | 二〇二〇年七月十五日 |

青森県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年七月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

| | | |
|------------|-------|------------|
| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 解散年月日 |
| 木村太郎太山会連合会 | 外崎 清文 | 令和二年七月十五日 |
| 赤木長義後援会 | 赤木 長義 | 二〇二〇年七月十五日 |
| 秋田谷建幸後援会 | 蝦名 正生 | 二〇二〇年七月十五日 |

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定に

よる資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第二項の規定により告示する。

令和二年七月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

| | |
|----------|------------------|
| 赤木 長義 | 資金管理団体の届出をした者の氏名 |
| 赤木長義後援会 | 資金管理団体の名称 |
| 令和二・六・二五 | 資金管理団体でなくなった年月日 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円